

○ 西いぶり広域連合契約審査会の会議に関する規程

〔平成12年3月28日〕
訓令第10号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合契約審査会の会議は、この訓令の定めるところによる。

(室蘭市規程の準用)

第2条 この訓令の施行については、室蘭市契約審査会の会議に関する規程（昭和39年室蘭市規程第6号）の例による。

附 則

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。